

建設水道常任委員会

平成24年3月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎紀 良治	○吉野 俊明	中川 靖広
小野 隆雄	木澤 正男	木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、木澤委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、ただいまより建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小野委員、木澤委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、（1）認定第1号 町道認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長

それでは、認定第1号、町道認定についてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長

次のページをご覧いただきたいと思います。前回の事前委員会で詳細についてご説明させていただいておりますので、今回、路線及び起終点の位置をお示しし、ご説明とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

認定に付すべき路線といたしまして、整理番号1番、町道192号線でございます。法隆寺西3丁目1435番2先を起点として、法隆寺西3丁

目1435番3先を終点とする道路でございます。

次に、整理番号2番、町道3014号線でございます。興留5丁目450番2先を起点とし、興留5丁目450番4先を終点とする道路でございます。

次に、整理番号3番、町道4057号線でございます。小吉田1丁目134番1先を起点といたしまして、小吉田1丁目134番16先を終点とする道路でございます。

以上が、認定第1号、町道認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり認定いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木田委員。

木田委員 1, 2についてはですね、起終点の何はつきりとわかって読み取れますねんけど、3についてはですね、これ起点は町道のほうやけども、終点とこの東の方へ延長するということは何は見られませんねんけども、そこで奥へ入ったところで方向転換するような、そういう形式みたいな取ってはると思いますねんけど、そういうのばかりしたらミニ開発になってしもて、斑鳩町の良さというのですか、それがなくなるような気がしますねんけども、これ必ず先に行くということによろしいですか。町道か何かに接続するうので。

建設課長 委員さんご指摘の町道4057号線でございますが、これは開発道路として寄付を受けた分でございます。一応、今現在については行き止まりの道路という形でしております。今後については、これ現状を見ますと、これ先に延びるということは、現在考えられない状態になっております。

木田委員 だからね、その町道としてはね、起終点とって町道から町道、公道か

ら公道というような何があるわけやからね、やっぱりそれから考えたら、行き先いつやわからんというような何まで認定するというのは、ちょっとおかしいのではないかなと。やっぱり公道から公道というか、その基準というか、その基本を守らなければ斑鳩町、なんぼでもミニ開発が進んでしまってますね、いい町づくりはできないと私はそういうふうに思うけれども、その点についてはどういうふうに町は考えておられるのか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいま、ご指摘いただいていますように、ミニ開発といいますか、道路が公道から公道に抜けていないのではないかとこのところでございますが、この認定の基準ということで、以前からいろいろ問題視もされている中で、これまでいろいろ整理をさせていただいております。まず委員ご指摘のように、公道から公道に抜けていると、これはまず4 m以上の道路で接続していくという必要性も当然でございますけれども、今回の関係につきましては、都市計画法に基づいた開発事業ということで、建築基準法等の42条1項の位置指定道路等、そういった法令に基づいた形で開発行為がなされたもの、この中で、町へ帰属を受けているといった協議もさせていただいております。こういったものについては認定をしようということで、以前からそういう取り決めで、今日まできているような状況でございますので、決してミニ開発を助長するということではなしにですね、開発でできた道路、そこに住民の皆様が、安全で安心して使っていただけるように、町として認定しながら管理をしていくという考え方でございますので、ご理解を願えたらと思います、よろしく申し上げます。

木田委員 結構です。

委員長 他、よろしいですか。 中川委員。

中川委員 公道から公道に繋がってなくても、4 m以下であっても認定していく

ということで、平成12年に議論あったと思うんですけど、それはそれで私が言っているように間違いはないのかな。

都市建設
部長 そうですね、平成11年ですか、8月ぐらいにもですね、この建設水道常任委員会のほうで、今委員がおっしゃっていただいたようなところで、3点の認定基準というのを整理をさせていただいて、その後、今日までその基準等に基づいてですね、認定をお願いをしていると、こういう状況でございます。

委員長 小野委員。

小野委員 今、中川委員が言っているその議論は、確定したのが11年だったかと思うんですけども、それ以前からこの認定についてはね、いろいろ議論したんですよ。そしてその前は、木田委員もよく知っておられる時分は、やはり大原則は公道から公道へ、だけどね、提案してこられる内容についてね、ものすごく「なぜ」というのが出てきたり、これを出してもらわなければ、住民のためにどうなならへんやんかということも、盛んに私もずっと、木田委員もずっとその建設水道常任委員会におられたと思いますけどね。激論というかね、いろいろ話をして、最終的に昨日の予算委員会でもね、道路台帳の件でね、交付税算定の基準になるんやから、少しでも言ったらそういう具合にして、ミニ開発も認めたらどうやということで、最近見てたら、そればかりやね。これは一方ね、もうその以前にミニ開発で町道認定されていない、そういう進入路的な、町道認定としては掴みにくい、そういう道路の舗装とかね、補修が地元補助という形でそういう制度がありましたけどもね、やはり後で買ってこられた斑鳩町の住民が、困っておられると、そういうことも少しは緩和しようと、それで新しくこういう開発された舗装についても、ある程度の開発行為でしたら検査もしてあるから、ここ何年かは大丈夫だろうと、費用もかからないからということで、町の方で、こういう形をしてもらったと思うんですがね。ただね、それがどうだったんかなと、私も何とかしたってほしいということも言い

ましたけどもね、まあ程度かなと思いますねんけどもね。だから、今こうして出してもらって来るんだけど、全体の何年か先にはやはりそういう負担がかかってくるんだと。それと、交付税算定にどれぐらいの効き目があるのか、だんだん落ってきておると思いますねん、町道のそのね、財政のことはちょっとわかりませんが。だからどっかで歯止めかけないかんのかなと。だけど最近業者もすぐに、業者がすぐに所有権移転をしてくれるということは、斑鳩町にとってはありがたいですね。業者がそのまま持ってて、開発してその業者がいろいろ、どこいったかわからんとか、なかなかそこへ下水を入れに行くときも、いろんな問題もあったと、それをクリアしながらやってきた。そういう苦い経験もありますのでね。町の所有にしてもらって認定しておいたら、一番住民にとっていいのかなと思うんですがね。ある程度線を引くとしたら、また今度逆になるしね、悩ましいところなんですけどもね。まあ、私はこのままでいくのかなと思いますねんけどもね。だけどある程度の制約はつけていって貰いたいなと思いますねんけど。

それと当時からも議会に提出する議案書というか、認定に付すべき路線ということで、こういう書き方しかないねんということでね、事前の時には一応、場所とか地図とか図でいただきますのでね。それとこの起点、終点という書き方なんですけどね、こうしか書かれないのかなと思うんだけど、次回からね、もう参考資料としてね、こういう開発地とか、ミニ開発地は最近の分筆で地籍測量図が手に入ると思うんです。だから、それを事前の委員会にも提出してもらって、例えばこの地番、この地番は、何番地先から何番地先ということやから、これは私有地の地番を名乗っているのかね、それか今度町が寄付を受けたこの地番、この地番がこの道路ですよと、そういう参考資料か表示をしてもらえばもっとはっきりわかるのかなと。すべてこれ、この3路線は行き止まりの状態になっているのかなと思いますしね。ただこの中で、3014号線ですか、整理番号2番という形になってきている、この土地の先のほうでね、これは開発地なんですけどね、道路が何か紛争があるのか何か、すっとすぼまって通り抜けできない、そうしたら、それを通り抜けできればまた利便性が図れるかなと思うんですがね、

この先のことで、この路線の認定についてのじゃないけどね、そういう働きかけもね、しておられるのかどうかだけちょっとお願いします。

都市建設
部長

ただ今ご質問いただいております、この3014号線の東側、先線のところでございますけれども、この部分につきましては、いわゆる興留5丁目の第一地所という住宅地になります。ここににつきましては、その先線も個人地の状況でこの道路が成り立っております、これについては以前もこの開発当時からもそうなんですけれども、やはり車がどんどん通過をされるということに対して抵抗感を示されておりました。今回、そういうこともございまして、この認定するにあたりましてですね、再度その住民さんへの意向確認というのは、今回しておりませんのですけれども、以前のそういう状況が変わらないものということで、そういう認識を得た中でですね、住民さんへの問い合わせなしで今回に至っているという状況でございます。

小野委員

あの地区全部とは言いませんけども、まだ個人地は残ってますね。けど町の方ですべて道路も舗装しているし、補修もしてます。やはり今までの他のところでは、そういう補修とかね、舗装の話があったときも、やはり底地が整理できてないということで、待ってもらっているところたくさんあるんです。第一地所の中については、そういうのをなしにね、先に前もって、町道並みの扱い、町道としては認定してませんがね。だからそういう扱いで舗装もされていたと思うんですよ。ただいろいろなそういう表示登記というんですが、いろんな登記の場面にきたら個人地というのがわかって、私有地やと、私道やと。だからまあ、その持ち主というのか、その方に一応通過させる時に断りを入れなければいけないという状態もあるんですけどもね。当初、あそこ開発された時の方から転売されていると思うんですよ、宅地をね。それに付いてその土地も転売されたような形になってしまうので、あまり認識なく、これは町道だという認識を皆さんお持ちだと思うんですよ。だからどういう働きかけで舗装ができた、それは住民の利便性を図るために、底地を先に整理せずにやってたという、そうい

う便宜を図っていたというね、行政としてはね。だからそういうことも今の所有者とか、付近の方にも話をしてね、それと、私権のある道路、早く寄付を受けるなりね、そういう働きかけもして、それで町道認定にも出してもらってね、そういう箇所、やはり今ここも町道としているんだから、当然、全住民も通るんですね。だから、そちらに抜けられるほうが、その付近の方も県道へ出やすいしね、お互いだということもいろいろ説明してね、こういう機会をとらまえてね、もうちょっと地元自治会全体にも話をね、持って行くべきだと思うんですよ。これはこれで解決して、またそのままずっとくるということにはね。だからそういう時をとらまえてといたらおかしいですが、やはり説明を十分してね、納得していただけるというような状態をやるべきだと思うんですよ。でないと変な言い方なんですけど、あそこへ下水も入れていきます。それから補修も復旧もしてます。だけど、最近、その私権が整理できてなくても、そういう指定があるところもあったということがね、みんなにわかってもらってね、それはそういう努力をしていくべきだと、問題点を積み残しするというのはね、やはり行政としてはあまり好ましくないと思いますのでね、それらのことについても副町長どうですか。

委員長

池田副町長。

副町長

今、お尋ねの第一地所につきまして、今、質問者がおっしゃいましたように、この土地につきましては、道路につきましては、旧住造法以前の造成でございます。もう開発も旧住造法かかってない、そうした道路でございます。これ舗装するとき以前、確か、昭和60年代、50年代後半かと思うんですけども、その時にもそういう話はさせていただいておるんですわ、こういう道路ですんで、町道にしてちゃんと名義変更して、舗装もさせていただいて、今後町も管理をさせていただきますよということでお話させていただいております。また水路の面もございましたんで。ただそれから相当期間も経っております。またいろんな車の状況も変わっておりますんで、付近の状況も変わっておりますんで、また自治会長さんにお話

しさせていただいて、整理に向けて働きかけを計画しておりますので、していきたいと考えております。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり認定することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。上田下水道課長。

下水道課長 それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に、工事の進捗状況でございますが、2月の事前委員会でご報告いたしました状況より、各路線とも各宅地の公共ますの設置等の付帯工事や、舗装本復旧工事及び後片付け等の残作業を行っており、年度内の完了に向けて進めているところでございます。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料1をご覧くださいませでしょうか。平成24年2月末現在の状況でございます。申請受け総数は2,450件となり、利用世帯総数が2,764世帯でご利用いただいております。事前委員会でご報告いたしました1月末の2,442件から新たに8件の申請を受け付け、平成23年度に入り206件の申

請をいただいております。接続率につきましては、62.7%となっております。

融資あっせん利用総数及び浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は、事前委員会の報告数と変わっておりません。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木田委員。

木田委員 順調に接続率は伸びておるように見受けられますねけども、この2,764世帯ということなんですけども、その利用されている人口とですね、下水道料金、年間どれくらい上がって、1人当たりどれだけの費用がかかっているのか、それについて教えていただきたいと思います。

下水道課長 現在、接続人口につきましては7,189人の方にご利用いただいております。そして下水道の使用料につきましては、現在、平成23年度の現在の状況で申しますと、収入件数でだいたい22,511件、そして収入といたしましては現在のところ、6,694万185円という収入になっているところがございます。だいたい各戸平均23m³ぐらいの使用水量になっているというふうに把握している状況でございます。

木田委員 ということは、1戸あたり1万円ってないのかな、これ。1人あたりなんぼ。

下水道課長 1件あたりで申しますと、今の割り算をいたしますと、2,973円と
なっているところがございます。

木田委員 私はね、前からも言うてますようにね、昼間の、町が公共下水引く時の何としては、やはり集中浄化槽のところを重点的にやってはるという、そ

れもわかりますねんけども、昼間の人口がね、かなり少ないところを重点的にやっておられるから、これぐらいの料金というんですか、金しかあがらへんのと違うかなと、やっぱりこの昼間の人口の多いところをやっぱりね、やっておったら、もっと料金収入も上がってるのと違うかなと、去年四国の方に視察に行ったときなんかでも、その市ではやっぱり準工地帯を重点的に先に公共下水道を引いたというような、だから、これまったく斑鳩町とは正反対のやり方やと、私はその時受け止めましたんですけども。これもう、今までこないして長年やってきてですね、それでまだ7千万もいってないというたら、かなり費用対効果のことを考えたら、あまりにも町が持ち出しすぎるといふうに、私はそういうふうに思いますねんけど、その点について、これでもうええんかなというふうには思っておられるのか、どうですかね、これ。

委員長

小城町長。

町長

これはもう議会等にご相談を申しあげて、やっぱりこの下水道の関係等については、やはり、やはり百何ヘクタールですか、全体的に200何ヘクタールですけれども、やっぱりそういう基準を決めてですね、議会にお示して、やはりできるだけそういう点については、議会のご意見を聞きながら、やってきたということでございますので、高松とかそういうところの関係等についてはですね、そこも恐らく、今、市長は下水道の関係の総務省の方ですけれども、そこらのことを考えますとやっぱり、斑鳩町としては順調にきているのではないかなと。ただ、昼間の人口少ないとかいうことよりも、今現実に世帯数の中でもほとんど昼間はおられないというのが多いわけですから、そこらのところを、当初の考え方とはやっぱりだいぶ違っていると。平均で2,700円ですけども、やっぱり3,500円、あるいは我々だったらもう4,500円ぐらい使いますからね、やっぱりそういう家庭もございますから、平均としては2,800円から2,900円でございますけども、そういう点を考えたら、やっぱりこれからの計画等、十分慎重に取り組んでいくということで進んでおります。

木田委員　　そうしたらね、この件数、2, 764世帯って言うてはりますわな。これみんな家住んではる何も入れての話ですか。これ、空き家とかそんな人はなしに、その生活しておられるのが2, 764世帯と、そういうふうに見ていいんですかね、これ。

下水道課長　　この世帯数につきましては、上水道の登録世帯ということで認識しておりますので、転出、転入もございしますが、町では住んでおられるという家屋、世帯と認識しております。

木田委員　　けっこうです。

委員長　　他ございませんか。　木澤委員。

木澤委員　　この雨水貯留施設についてなんですけども、下水の整備を始めた当初に比べると、ちょっとずつ全体的な件数はそんなに多いわけではないですけども、雨水貯留施設に転用される方なんかは増えてきているのかなというふうに思うんですけど、傾向的なものと言うと、整備当初から比べるとだんだん下水が普及するにつれて、その住民さんの反応というのですか、認識というのは変わってきているというような状況というものはあるんですかね。

下水道課長　　雨水貯留施設転用の補助金の制度につきましては、町におきましても説明会におきまして、都度説明しているところでございます。しかしながら不要となった浄化槽の場所につきまして、再利用できないようなところが多いということで、平成17年から始めておりますが、現在33件ということで、平均いたしますと、伸びは同じということでございます。

木澤委員　　なかなか条件的に難しいご家庭もあつたりして、件数がね、伸び率が平均的というんですか、もうちょっと伸びてくるかなと思っていたんですけ

ども、また引き続き啓発のほうはよろしく願いしておきます。

委員長

いいですかね。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。井上都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関するもののうち、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。

稲葉車瀬区間では、白山神社付近の道路改良工事が継続して進められている状況でございます。なお、現場では、昨日、3月12日の午後から一般車両、歩行者の迂回ルートの切り替えが行われております。これにつきましては事前に迂回ルートの変更に伴い事前に周辺自治会や学校関係への周知を行われており、安全対策にも留意しながら対応がなされております。

また、前回の委員会で報告しておりました平成23年度第4次補正による1億2,000万円が確保されましたことから、引き続き残っております稲葉車瀬区間の改良工事や舗装工事及び新しい岩瀬橋付近の道路取り付けにかかる工事が進められることになっており、明日、3月14日でございますけれども、入札による開札が執行され、年度内には工事発注がなされる予定と聞いております。

次に、三室・紅葉ヶ丘区間では、岩瀬橋から三室交差点までの間の道路計画の検討が引き続き進められておりまして、2月29日に警察との協議が行われ、警察としては計画案について概ね了承が得られたところであります。今後、沿道の関係自治会に対しまして計画協議を行っていくことで奈良国道とその調整を進めておるところでございます。

次に、五百井・興留区間では、興留地区におきまして、2月19日には、

周辺地域の自治会にあたります西興留自治会に対しまして、事業の状況及び道路計画にかかる説明会が行なわれたところでございます。

次に、法隆寺線整備事業であります、国道25号取り付け部分において残っております1件の地権者が、この3月10日に現地にお越しいただきまして、主に店舗兼マンション前の残地敷地における駐車場の配置計画を提案し、現地で確認いただきながら協議をさせていただいたところでございます。当日は店舗関係者にも立会いをいただいております、用地の協力をお願いしたい範囲をお示しをさせていただきながら、残地敷地での駐車場の配置計画について調整をさせていただいたところ、町から提案した配置計画では駐車場の利便に少し欠けるとのご意見もいただいたことから、土地所有者、店舗関係者双方のご意見を参考にして、改めて配置計画を作成して提示させていただくことで了解をいただいております。早急に、この計画案を作成いたしまして対応してまいりたいと考えております。

以上、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 すみません、パークウェイのところ、三室交差点の話ですけども、警察との合意が図られたとおっしゃったかと思うんですけども、あそこの計画が固まったというふうに理解していいんですか。

都市整備課長 これまでに地元、並びに警察とも協議をさせていただいております、最終的に警察のご指摘もあった交通安全面の関係から修正いたしましたことについて、一応警察のほうに図案をお示しいたしましたところ、警察の方では一応了承を得られたと、今後また地域の自治会と協議をしながら計画を固めていく状況でございます。

木澤委員 そうしますと前回の委員会で、ちょっと言うた、紅葉ヶ丘の道路のとこ

ろは片側から入れるようにするか、出るようにするかどっちかでという話で言ったのが確定したという認識でいいんですか。

都市整備課長 警察のほうとしては、その計画で了解をされたということで、今、具体的に申しあげますと、新楓町のところになるんですけども、新楓町の4班がちょうど鬼坂のところですね、三室交差点の手前のところなんですけれども、以前は一方通行という側道の形態になっておったんですけども、複道という形で両側に通行できる形を警察のほうで認めていただいたということで、以前、国道25号の奈良方面からこの新楓町のところに進入する道路については、なくしてくれというような話だったんですけども、そういうところで修正をして、警察のほうにそれについて了解をしたということなんです。

木澤委員 いや、紅葉ヶ丘のほうの道路のことなんです。新楓町じゃなしに。

都市整備課長 紅葉ヶ丘の関係につきましても、今後地元との調整をしていくということでございますので。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ちょっと補足をさせていただきますと、委員ご質問いただきましたのは、紅葉ヶ丘の自治会からの出入りということであろうかと思えます。で、今ただいま都市整備課長が説明いたしました出入り口なんですけれども、国道25号といかるがパークウェイが交差をするところに出入り口が、先ほど委員もおっしゃっていただいた、紅葉ヶ丘と新楓町と共有した出入口がございます。そのことを説明させていただきました。それにつきましては、「出」だけということの整理の中で、一応警察のほうに、先ほど都市整備課長が申しました、そういった下の部分を相互交通にするとか、いろいろな細工をしながらですね、これで住民さんにお示ししてはどうかということまでできましたので、今後、紅葉ヶ丘の方、あるいは新楓町の方に

説明を申しあげて、協議をさせていただいて固めていくと、こういう順序になりますので、補足説明とさせていただきます。

木澤委員　　なかなかね、あそこ大きな交差点ですし、今後どうなっていくのかというのも、はっきりわかるのであれば、住民さんには早くお知らせをしたいというふうに思いますんで、また計画が固まりましたら、できたら委員会にも図面も出していただいて、またご説明お願いします。

委員長　　中川委員。

中川委員　　今、町のほうで把握できているかどうかわかりませんが、パークウェイ4.7kmのうち400mのモデル区間も入れて、だいたい何キロぐらいもう国の所有になっているのか、今知ってはんねやったら。

都市整備課長　　キロ数といいますか、全体の用地の36%を取得されているという状態です。

中川委員　　4.7キロの内の36%買収されて、そのうち工事着手されているところ、36%のうちの何%ぐらい、そこまでわからへんかな、聞いてはれへんかな。聞いてはれへかったら、また調べてもらって。

都市整備課長　　ちょっとそこら辺のところはちょっと確認ができておりませんので、また確認をしていきたいと思います。また、それにつきまして答弁していきたいと思います。

中川委員　　それとよく住民の方に、「私ら生きてる間にできるのかな」という言葉よく聞きますねんけども、国としてのスケジュール的な計画って立ててはるのかどうかというのは、町のほうで把握してはりますか。

委員長　　小城町長。

町 長

国の関係等については、いつできるかということは、なかなか計画等はないと思います。あくまでも、やっぱりその関係等について予算をつける、あるいはそういうことについていくと。京奈和自動車道もまったく一緒でございまして、我々この昭和60年に就任させてもらったときに、もう20年ぐらいでできるというやつが、まだ、もう26年ほど経ってますけども、大和北道路はおそらく発掘だけで5、6年はかかるということですから、なかなか簡単には、向こうは予算はつけてきますけども、なかなかそれだけの工事が一気にいけるかといったら、現時点で普通の方が見られたかて、あんだけ高架して、なんで西名阪まで、ジャンクションまでせえへんのと。今また、郡山から工業団地に抜けてスマートインターチェンジですか、ああいうものをつくられて、なかなか我々わかりにくいことが現に生じてきますので、中川委員がおっしゃるようにおそらく何年ということ はなかなか言いにくい。

ただ、現実には工事は進んでいくということで、三室交差点から高田斑鳩 県道の関係については、やはり国としてもこのまま放っておくということ はできませんし、やっぱりもう町が買ったやつも国が買ってますからです ね、そういう点については、少々時間がかかりますけども、できるだけの 予算化をしていただいて進んでいくのではないかなと思っております。

中川委員

国のほうではスケジュール的な計画はないというような町長の答弁で、 担当課のほうもそれでよろしいですか。国のほうはそういうスケジュール 的な計画はたててやらへんと。

都市建設
部長

国はですね、4.7キロ全体ということになりますと、やはり町長がお 答えいただいたとおりでございます。一番身近に見えているところで申し ますと、平成25年度末、26年3月末に今現在工事をやっております稲 葉車瀬区間の岩瀬橋の渡ったところですね、西側まで、これは供用開始し ていきたいというところだけが、今現在見えていると、こういう状況でご ざいます。

委員長

小野委員。

小野委員

中川委員に関連して。何年ごろでしたかね、結局、斑鳩町の開発公社で先行取得していた土地、パークウェイ用地で、金利とか毎年2千万ぐらいかかったと思うんですがね。それで国のほうへ、まだ400m着工していない段階で、買い上げてもらった。まあ4億近い金が欠損が出たということでね、毎年2千万がずっとつながっていくことを考えたら、私はまあ賛成させてもらってね、開発公社の負担を少なくしていこうということでね、町長もそういうあれをされたということで。今36%ぐらいというのは、多分その用地も入ってのことかなと。それで中川委員が着工している、買収とかそういう計画を実施するためのいろんなことをされているのは、どれぐらいのパーセンテージでと聞いたんかなと思いますけどもね。今のところ、県道までの間が、目に見えて動いてきているなあという感じ受けているんですが、その先については、ある程度スケジュールも立たない状態で推移しているのかなあ。町の担当課としてもそのことについて、国が、その例のそういう土地を国有地として管理してきちっとやってくれているしね、経費がかかっているんだから、なるべく早く計画を実行したいと思いますのでね、そちら向いて行くときは、地元の自治体もね、積極的に協力してあげてほしいなど、このように申しあげておきます。

それで、法隆寺線、さっき、同僚議員から、私の特許みたいなこと言われているんですがね。法隆寺線の3月10日に地権者と店舗利用者とともに現地立会で、こちらから提案したものに対して、いろいろ現地で確認してくれはったということで。前回のこの事前の委員会でね、同僚委員からも指摘がありましたけど、電波の柱、私もその時点では確認できてなかったので、見に行ったんですがね。あれについては地権者が契約をして立てさせておるのか、そういうことも含めてね、何か現地立会したときに、その立ち退きについての相談があったのか、なかったのか、ちょっと教えてくださいますか。

都市整備
課長 今、委員おっしゃいましたように、この電波のアンテナにつきましては、地権者が契約されておりました。ただ、前回10日の日に会った時に、その現場のアンテナのことについてのお話をさせていただいてないんですけども、以前にお会いする中では、一応、そういったところの電波の施設の関係については話をさせていただいたということはございます。

小野委員 以前、同僚議員も言ったように、それを移設とかなんかについての補償とかは、必要なんですかね、どうなんですか。

都市整備
課長 今、現在、用地内にある物件ですので、補償は必要になってまいります。

小野委員 私の一般質問、他の一般質問とか、予算委員会でもいろいろ話してたんですけどもね。今の地権者がね、都市計画が決定してから買ってきておられるんです。それで、構造物はその線内では、建てることは、建てた場合には誓約書というのは必要ですから、また堅固なものは、当時からもそういう規制があったと思うんです。それで駐車場として利用しているんですね。で、そのアンテナは最近たてられたと思うんですよ、ずっと後でね、もう用地の話もしている段階で立てておられるのかどうかかわからないけども。だから、そういうものにまでやっぱり補償という話はするものでないんじゃないかなあとと思います。そのことは検討してください。

それとね、先ほどやっと、やっとなって言ったらおかしいけども、やっとなって来てくれはって、それで以前からの提案した図面を持って話したところ、町の提案には、駐車場としての利便性が欠けるというか、利便性は今ある状態から移動するんだから、利便性は損なわれてくるという判断は、当然、誰でも、今まであったものがちょっとでも奥いたりするのは利便性という言葉ではマイナスですわね。だけどそれは都市計画の線で、いつかはそこへ計画がくるという、そういう線があるんです。パークウェイの進んでいく中でもね、いろいろやる前にもいろんなことがあったんです。特に、今度工事着工していくあたりのね、その建物、それにはすべて都市計画道路の線が入っている、確認に入っているだろうとか、そういう意見があっ

たしね。また、その場合のときには、その建物に対してね、補償というのはね、できてなかったと思うんですよ。計画実行されるまではできてなかったのかな。だからそれまでに開発公社が先行取得する場合は、地権者、及び建物所有者によって撤去しなさいと、そういうこともあったと思うんですよ。同じようにね、この駐車場の利便性というものに対してね、どれだけの利便を図らなければいけないのかね。今、課長はそれを、利便性を損なわないように、また図面とか計画を整理してもう1回お示ししたいと、今出している形以外に利便性を損なわない、駐車場を今利用しておられるのを利便性を損なわない状態といたら、今の場所しかないんですよ。話にならないでしょう。だからそこらはね、しっかりと押してね、「はい、そうですか、そしたらまた」といってね、そんなものじゃないと思うんですよ、この際ね。私もその一般質問で言ったようにね、いろんな情報を集めて、用地交渉、例えば、その今の地権者は大阪府の柏原市の法人でしょ。だからあの土地はもともとは龍田の人の土地だと思うんですよ。だからその時にどういう縁故でね、買ってこられたのか、もう古い話やから、その時の当時の方はおられないのかもわかりませんがね。その方たちにね、協力を求めてね、そこで事業をしようとするので買ってこられた、その思いで、その当時、買ってこられた当時にはもう都市計画道路というのあったんですね、この前聞かしてもらったらね。そういうことも含めてね、その人たちからの援護射撃を受けながらね、用地交渉を進めていかなければね、まあ現地へ来ていただきますと、以前からこう言うてもらってますけどもね、私たちは、やっぱりかということです。しかも利便性といわれたらね、そこしかないねん。今まで使ってた便利やと、それを移動することは絶対、どんな利便性というか、言葉が使われたらね、どうにもならない。だから、もうこれ以外に代替用地は用意できません。あれまだ公民館あるから、公民館の中で、駐輪場とかそれが隣接してあるからですよ。その代替用地、近くでの駐車場の代替用地ほしいということで、公民館のそういう、まあ言うたら空き地というか、空き地じゃなくて利用してますねんけどもね、駐輪場ということで。その駐輪場も今、法隆寺線を施工した段階で歩道に接してね、駐輪場つくってありますやんか。だから、もうあ

の場所しかないねんから、あの場所を、その面積的なこととか、許容範囲、できる範囲、そこへ行くのに、国道から入っていくのはちょっと利便性に欠ける、店舗としては店の裏へ駐車されることは利便性に欠ける。あそこへお住まいの方も表から入るのに、裏から回らなあかん、ようけ歩かんなあかんとか、そういう不便さを言われてでもね、こんなん解決しようがないでしょ。だからそこらのこともね、しっかりと利便性に欠けるからということで、どういう案をつくらとされているのかも私は疑問だし、なんか時間を延ばされているだけやということになりますのでね。もうちょっと交渉の仕方をね、変えてもらわなかったら、いつまでたってもできない、そのように思うんですがね。どうなんですかね、部長がいろいろ言っているから、部長答えてください。

都市建設
部長

今、ご質問いただきました中で、大きく2点ございまして、まず1点目に関しましてですが、アンテナにつきまして、委員のご指摘は、都市計画決定をした後に、そういう施設をつくられていると。そういう物件に対して補償するのはどうかということで、その検討をしてはどうかということのご指摘でございます。このご指摘につきましては、実は、土地収用法に定めがございまして、収用する土地に物件がある時には、それを移転料を補償して移転をさせなければならない、という定めがございまして、その定めに従いまして移転に必要な費用を事業者が補償していくという形で、今現在進めてさせていただいているというのがまず1点目でございます。

それから2点目でございますけれども、代替地ということで、我々のほうから従来の公民館の土地を提供しながら、任意で交渉させていただいているという中で、土地の所有者の方につきましては、やはりご指摘いただいているように、今が一番いいという、今現在のね、収用される前が一番いいと、これはもう明らかな話でございまして、それより若干でも不便になることを、誰もが好まれるわけがございませんので、今報告させていただいたような利便性にかけるというふうなご指摘をされているところであろうかと思っております。これにつきましては、根本的に解決といいますのは元の状態ですね、触らないということが一番なんですけれども、そういうわけに

はいきません。その中で何回かいろいろ提案をさせていただいているわけですが、その土地の利用法等ですね、確かに十分に100%受け入れていただけるような絵はかけないと思いますので、そこは我々の誠意といえますか、こうしたらどうですかといったことをかける範囲でですね、かいてご理解願えるように十分誠意を見せながらですね、交渉に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解願えたらと思います。

小野委員

1点目のその収用法にそのように明記されているということについては、私は知りませんでしたのでね。ただね、それと契約している相手がね、拒むということでまた延びると、それは契約している今の地権者が処理せなあかんことやし、今の場合もね、この駐車場を利用しているのは、その地権者が貸しているこの店舗、マンション、その人らの駐車場なんやね。だからそれのお客さんとか、その方らの利便性、地権者の利便性ぜんぜん関係ないです、駐車であってね。だから地権者としてはそれらは解決して応じるべきだと、そういう意味を含めて私は言ってますのでね。だからそして地権者と、その利用している人が一緒だったらね、もうちょっと話できるけど、地権者はそれだけの今の利用者に説明して納得させなければいけない部分やと、その都市計画をうってあって、その後で買ってきているんやから、そういうものだという認識を持ってもらわないかんし。それらの方面を、法人だから、その当時の代取も代わっているのかもしれませんがね。やはりその先代が買った時にはこういうことがありますということとか、そういうことを説明しながらね、こういう土地ですからと。確かに店舗の所有者にも立ち会ってもらわないかん、それはその借地人としてはね、そういうこともやっぱり考慮してもらわなあかんからいうことで、せなあかんと思うんやけど。その店舗の所有者がそういう利便性に損なうとかいうこと言っているということで、やっぱりそれを検討してもらいたいと思うのは、こっち言うてんのと違う、向こうです。こちらが提供する土地で納得してもらおう。それと同じことで、構造物の、もしその話が来た時には、今度は、前のときに委員も言ってたでしょ。電波障害とかいろんなことがあるから、あの場所が動かれへんから、動くについての補償もね、

いろいろ十分やってくれとか言われるようでは困りますよと。だから、次の、建てにいくとかいうことは、それは補償という形での、普通の補償でね、すまきならんやろし。いろんなことで早急にね、今、応じてもろてない。何回も中断してね、地権者の都合で中断したり、またこちらの担当職員の配置換え等でちょっと中断したり、そういうことで長年きてますのでね。今熱くなってきている時に、私も熱くなって言うていますので、今やってほしい、早急にね。もうそれこそ何年後とか、そういう、町長もそれが実行できるときには必ず補正予算出してもやっていきますとか、まあそういうことも言ってもらってますのでね、全力を向けてもらいたいなど、そのようにお願いしておきます。

町 長

今、小野委員もおっしゃっていただくように、ここまで相手方が来られたということで、評価をしていきたいし。いろいろと話を聞きますと、昭和57年、58年に中央公民館を造るときに、57年ぐらいに用地買収の関係で「うちも売りたい」という話もあったようですが、町は買わなかったということもございますから。いろいろそういうことも含んでですね、そら相手方というのは、やっぱりそういう町がこう言ったところのことになりますけども、両親が10日の日に来られたということは、私はひとつ現場を見て、これからやっぱり町の熱意がですね、願えば必ずまた補償にのっていけると思ってます。

小野委員もこの関係等について、早く解決をしようという意欲、お互いにそういう点については、皆さん方の協力を得て、相手方と話がつけば、やはり補正予算を組んで、やっぱり早く法隆寺線が、やっぱり昭和42年の都市計画道路でございますから、やっぱりあこまで来てですね、今度また建設水道常任委員会から言われた、この平成24年の予算の中にもLEDという防犯灯を初めて斑鳩町でつけさせていただきますから、そういうことを踏まえたら、早くできたらと、多くの、ほとんどの町民の方々がそう願っているのですから、努力をしてまいりたいと思います。

委員長

中川委員。

中川委員 確認だけですねけど、都市計画決定を打たれたところに、例えば建物を建てるときには、もう木造の2階建てしかあきませんよとか、事業に着手する時は協力しなさいよとか、いろんな縛りがあるように聞いているんですけど、今の場合は駐車場やから建物はないねけど、そういうこう取り決めみたいなのは、法隆寺線に関してはないんですか。

都市整備課長 法隆寺線につきましても、都市計画道路でございまして、今、委員おっしゃっていただきましたように、都市計画法の中で53条という手続きというのがございまして、そういった制限があるなかで許可を受けて、例えば、法隆寺線の中では、建てるのかいう・・・。

今の、現在の建物につきましては、その計画決定の範囲外ということになっておりますので、建物は。

用地につきましては、そういった許可が必要ではないと、都市計画線の中の、用地だけということであれば、今、駐車場として利用されているものについては、そういう許可は必要ないと。ただ建物なんか建ってくるとなると、そういうことが必要になってくると。

委員長 小城町長。

町長 厳密に、今の都市計画の場合は、井上課長言うてますけども、53条申請は、申請の時には必ずしますけれども、仮に紅葉ヶ丘のところに、何やいう、ビバなんやいう建売りましたわね、あの時も当時の宇治議員さんが、そなんおかしいやないかと、53条申請があるやないかという中で、これはどうなったたんのぞということで、追求もされました。ただやっぱり厳密には申請はするものの、もう建ってしまったら、結局は後はもうどうしてええのか、これはとても行政、あるいはそういうことはでき得ないというのが現実です。そら法律から言ったらそうなるんですけども。だから幸前も、特に1件がですね、その方が売らはるときに、これはここ法隆寺線がきますよと、都市計画決定がありますよというところを買って

おられるわけです。その方が反対をされてましたけども、今ちょっといい建物建ってますけども。そういうことがある。近所の人に聞いたら、そりゃここもう売るときにそういう話はしてますよと、16mのこの道はつきますよと、都市計画法ですよということを言っているけども、その人はわけてくれと買わはってんと、それが今度つく時に反対をされてますから、そういうこともございますから、この関係等については53条申請は必ず郡山土木に申請をしなければいけないということになっていきますけれども、あとは追認というか、それはもう年月が経ってきてですね、こうなってしまうたら、知らん顔といたら語弊がありますけれども、そういうことになってきているというのが現状です。

委員長 そしたら、私のほうから1件お願いしておきたいと思うんですけども、3月14日に岩瀬橋の工事の入札されると思うんですけども、その取付部分の詳細等でましたら、当委員会のほうに報告をお願いしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 今後、そういった資料が国のほうから提供がなされてくると思いますので、提供をしていきたいというふうに思います。

委員長 お願いしておきます。
これをもって質疑を終結いたします。
次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、都市基盤整備事業に関するもののうち、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。

先の委員会でも報告させていただいております駅北口からの南北の町道312号線（5号線）の整備の関係についてでございますが、路線東側において残っております1件について、去る2月23日に権利者2名の方と具体的な交渉をさせていただいたところでございます。当日は、駅周辺全

体の道路計画の概要及び5号線の計画の説明を行うとともに当該権利者に対する補償内容等について説明をさせていただいたところでございます。

相手方からは、道路計画や補償内容については一定のご理解をいただき、前向きに検討したうえで、ご返事をいただけるとの意向を示していただいたところでございます。

以上簡単ではありますが、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 一般国道25号斑鳩町歩道設置事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 (1) の一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業について、ご報告させていただきます。

国道25号龍田大橋前後で事業が進められております歩道設置事業の進捗状況でございますけれども、現在まで、歩道設置に伴い事業用地の協力をお願いしなければならない各権利者に対しまして、用地取得に向けて必要な土地調書や物件調書の確認印の受領などの事務手続きを進めながら順次、用地交渉を進めており、これまでに関係権利者との交渉がまとまったところから順次契約を数件の地権者との締結をさせていただいているところであります。引き続き奈良国道と連携を図りながら用地取得に努めてまいりたいと考えております。

また、奈良交通の竜田大橋バス停からイオンショッピングセンターまで

の事業延伸区間についての状況でございますが、関係する権利者に対して事業の説明が行われた後、幅杭の設置が終わっており、去る2月26日には土地の境界の立会いが実施されたところでございます。また、事業に支障となる物件調査の準備も現在進められており、今後、補償調査が実施されるというふうに聞いております。

以上、簡単ではございますが、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 「一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について」 やったら、他も報告しやなあかんとこあるんと違いますのか。

都市建設部長 申し訳ございません。当然、今ご指摘いただいておりますように、25号につきましても、斑鳩町域、龍田以外に、法隆寺の方面も当然でございます。申し訳ございません。この法隆寺の方面につきましても、今現在具体的な進展はございません。来年度の予算要求を国のほうでしていただいておりますので、一定の数字が示されておりますけれども、そのなかで、具体的にどの箇所をどういう形で進めていただくかということにつきまして、以前から観光駐車場の東側の交差点の付近と、それから東側の区間ですか、につきましても、国と協議を進めながら、今現在、国にも取り組んでいただけるように協議もやっております。具体的に新年度になりますと、どの部分でどう動いていただけるかというところが見えてくるかと思っておりますので、改めて報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願いますよう、よろしくお願いいたします。

中川委員 中宮寺前交差点から中宮寺前バス停の間の共栄自動車さんが移転されて今は空き店舗になってる、あの跡地はどんな状況でんねやろ。

都市建設
部長 申し訳ございません。その部分につきましては、現在、土地の所有者の方と、先日ですね、土地の境界の立会いもさせていただきました。これにつきまして、用地買収をさせていただける方向で今、境界の立会いまでできましたので、この面積等が確定いたしましたので、おそらく新年度になってこようかと思えますけれども、買わしていただけると、そういう契約を結ばせていただけると、いうふうな流れになってきております。また、契約等ができましたらですね、報告をさせていただくことになるというふうに思います。

中川委員 今の部長の答弁でよく理解できましたが、「25号の歩道設置事業について」やったら、そこまで先に説明してもらわな具合悪いでっしゃろ。

都市建設
部長 申し訳ございません。今、ご指摘のように、合わせましてですね、当然、龍田の部分ですね、法隆寺の部分、今の中宮寺のご指摘の部分もあわせて、25号に関連することとして、今後もれ落ちのないように報告させていただくようにいたします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 龍田大橋付近の交渉ずっとしていただいている、課長の報告のなかで、立会いを行って幅杭設置をしたと。龍田大橋から、バス停からイオンのほうについても進めていただいているということで、今、どの段階までちょっと、要は国のほうはね、図面なんかもできてきているのかなと、その辺の確認をさせていただきたいんですけども。

都市整備
課長 先ほど申しあげましたように、各地権者に事業の説明ということで、図面をもって説明をさせていただいておりますので、図面のほう等できております。

木澤委員 やっぱり説明していただくのに、できたら最新の図面を提出していただ

いて、説明いただけないかなど。さっきの三室交差点のね、パークウェイの関係とかでも、毎回同じものを別に出してもらえないと思うんですけども、やっぱり最新の図面を出していただいて、説明していただくほうが、委員会としても議論もかみ合うし、僕らもよくわかりやすいと思いますので、その点も併せてお願いしておきたいと思うんですけども。

都市建設
部長 この計画図面につきまして、住民さんにもお示しさせていただく時点、
ときにつきましては、当然お示しをさせていただくことは各かではござい
ません。それぞれの段階で、奈良国道さんと協議させていただきながら、
必要なものはご提示をさせていただいて、見ていただけるよう検討してま
いりたいと思います。

委員長 木田委員。

木田委員 龍田大橋から猫坂のどこまで、歩道設置とかいうことなんですけれども、
その間に、歴史的な、文化遺産的な住宅というのが、名前言うたらどうか
しらんけど、北口の元醤油屋さんの何が入るのかなというふうに思います
けれども、それについて、それをどういうふうに国道事務所のほうでは考
えておられるのかですね、斑鳩町としてもそういう文化遺産的なものを残
していこうという考え方の中で、それをどういうふうに移転というんです
か、それをしようと思っておられるのかについてですね、今、どういうふ
うに、建設省のほうで考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

都市整備
課長 今、おっしゃっていただきましたように、非常に歴史的にも古い建物が
現存している状況でございます。現在、斑鳩町のほうでも、いわゆるここ
は奈良街道ということになっておりましてですね、そのへんの歴史的な町
並みの保全について、今これからいろいろと検討していくところなんです
けれども、そういったなかで、この今おっしゃっていただいたような建物
の、実際、木造建築物とかもございまして、それらをどうしていくか
ということにつきましても今後検討をしていきたいというふうに考えておる

ところでございます。

木田委員 今、「今後検討していきたい」ということなんですけれども、もうこの事業は始まってきてますやんか。こないして、2件の方がなんかこう用地交渉に応じてくれはるというような報告を受けているなかでね。これから、まだそないして、話入っていかんなあかんのかと思ったら、かなり年数というのですか、それを要するのではないかなと思いますのでね、早急に、子どもの通学の安全を図るためにも、やっぱり歩道、そしてまた、歩行者のためにも、付近住民のためにも、やっぱり大切な歩道やということですね、もう早急にやっぱり話をもって行って、話を進めてもらいたいなということを要望しておきますので、よろしくお願いします。

委員長 それでは次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見等がありましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 今回の町営住宅の空き部屋の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

建設課長 今現在、町営住宅では、災害の関係で1戸空けております。空き部屋が1戸あります。今現在、県と協議して、今、県は今後の協議の申し出が来ていますので、継続するかということで今協議しているところです。町の考えとしては、できるだけ早く、もう県のほうでそういう住宅を用意できるのであったら、町のほうは必要ないんじゃないかって形で、今協議しておりますので、それがまとも次第、必要ないということになれば、基本として、町の判断で募集に進んでいきたいと思っております。

中川委員 できたら住宅ごとに、戸数わかったら、せやから長田で1戸空いているだけなんかな、目安も追手もゼロなんかな、空き部屋は。

建設課長 長田で1戸。で、他は今のところはありませんねんけれども、目安のほ

うで、今出られる予定ありますねんけれども、これにつきましては、今現在、今、国道の歩道の関係で、収用にかかる部分について1戸入居したいという申し出がありますので、それに対して今協議している段階です。

中川委員 長田で災害の援助っていうんですか、そのために1戸空けたらという答弁やけど、1軒出やった部分も入れたら2戸空いたることになると違うかな。

建設課長 それにつきましては、今、空き部屋ということになっていきますねんけれども、今それに関して前住者、滞納の関係もありまして、ちょっと時間がかかっていますねんけれども、それは今回整理できるようになってきましたので、あと修理していきたい、入居にかけていきたいと考えております。

中川委員 以前住んでおられた方の滞納と、今空けているのは全然別の話やと思うのでね。滞納は滞納で、なるべく早めに納めていただく努力はしてもらわないといけないと思うんですが、空けておくとゼロですので、早急に募集かけて新たに希望される方に入ってもらわんと、町営住宅の目的に合わないのかな、そのように思いますので。早急にまた募集してもらえるようお願いしておきます。

都市建設 部長 ただ今ご指摘いただきましたように、空けておくと当然家賃は入りません。できるだけ、必要な手続きを早急にいたしまして、そういう手順が整いましたら、また募集をさせていただくなり、ということで進めさせていただきたいと思います。

委員長 木田委員。

木田委員 前回やったかな、私の、桜池の堤防の拡幅っていうんですか、それについて年度内にも竣工すると、それと幸前の何ですわ、大一工業の前の亀の甲になっている道路についても設計してもらっておる段階で、これについ

でも年度内には竣工っていうんですか、やっていくというようなことなんですけれども、まだどちらについても、未だ着工されておらない状況で、それが可能かどうかですね。それと、できたらやはり町民体育大会までに、桜池のあの路線については、堤防については、やっぱり拡幅してもらったほうが、やはりその利便性が上がるんじゃないか。側溝について15センチぐらいやっぱり広がるように、道路巾が広がるように思うのでね。やっぱり対抗するのも割かし楽になるやろうし。今、現在もう、側溝いうたら、道路とやっぱり何センチかこう段差があるような形になっておるのに、どうしても縁のほうには寄っていかれないということですね。先月なんかでも、私トラック乗って、ばあさんのところに行くときにですね、赤いジープがきて、無理に入ってきてよって、ほんでバックミラーにバアンと当たって、そのまま、わしはそこに停まっていたら、そのままダアッと行きよったという何もあるしね。それらのことを考えたら、やっぱり安全に交互通行もできるように。そら水利組合かなんかとの話し合いもあって、調整中ということだったんですけれども。とにかく、できたら町民体育大会までにはそれらについてやっていただきたいなと思いますねんけれども、それは可能なんですかな。

建設課長 ご指摘いただいております桜池の堤防ですけれども、土地改良区との話がまとまりまして、今、着工に向けて準備をしております。また、大一工業の前の亀の甲につきましても、同時に施工できるように今準備しておりますので、早急に対応できると思っております。一応、町民体育大会には十分間に合う形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

木田委員 それとですね、幸前の補償工事の中でですね、町が小川電機の駐車場と和泉タイヤの間、そして秋葉川とのその道路について、もう町は用地買収しはった、21年に用地買収しはったというような報告を受けておりますねけれども、それについて、もう前年度の、24年度ですか、その補償工事の中にも入ってませんねんけれども、それは今後どういうふうに町はし

ようと思っておられるのかですね。やっぱり監査委員さんも、それは遊休地に入るのかどうかちょっとわかりませんが、やっぱりせっかく事業用地として取得した用地をそのまま放っておくということは、やっぱり町民に対しても失礼やし、やっぱりそれはお金もかかっていることやからね。何とかそれを前向きに検討してもらわないかなと思いますねんけれども、それについて町はどういうふうにご考えておられるのか。

町 長

私はいつも申しあげてますように、幸前大字そのものがやっぱりまとまっていたりできなかったら。やっぱり、そういう補償の関係もそういうことで、町としてはやってきた。で、今なったら工事は止めてほしいとか、そんなこといろいろあってですよ。やっぱりそれをどうするかというと、幸前として、その道は確保せないかなんということ、町としても補償に基づいてやってるわけですから。今になってきたらそういうことは、なかなかでき得ないというのは、幸前としていっぺん寄っていただいでですね、そういう関係等について整理をしていただかなかかったら。私どもかて、もう以前かて、何年か前ですけれども、入札までして、いざ工事かかるというたら、これはあんなあかんねんということ、それも破棄したこともございますけれども。やっぱりそういう点については、木田委員としても、やっぱりそういう努力をしてもらわなかったら、ただ言うて、そのままで行くというのは、これも私も辛いし、やっぱりそういう点については、できるだけのことを、皆様方の協力を得ながら、町としても税金出しながらやっているわけですから。そういう点について皆さん方からもご指摘あるように、補償の関係等についてはですね、十分にそういう点を加味してやっていただかなかかったら。やっぱり地元としてどうあるべきかということ、を一つの方向づけをしていただかなかかったら、町はどうしはりまんのって言ったら、やっぱり補償にあがってきたものを、小川電気のところも、あるいはタイヤさんですか、斑鳩タイヤのところも、あるいはまた今の狭い道路のところも用地を買わせていただいたということもございます。あと、そのことについて、どう幸前としてはやってほしいのかということ、をやっぱりまとめていただかなかかったらなかなかいかないと思います。

木田委員 ほな、その原因つくったんは、我々やと、幸前に住んでいる者がつくったと思っはりますんか、町長は。

町 長 それは補償として皆さん方からあがってきたわけですよんか。だから幸前の人が悪いとかどうやなしに、やっぱりまとめてもらわなかったら、うちとしてはなかなかできないと。だからやっぱり今、仮に木田さんが自治会長のおきも、私はやっぱりこの焼却場を廃止しますよという説明会に行った時にも、公民館つくりませと云って、言うてはるわけですわ。それに、自治会長は、私は公民館何でつくりませんやろという話がきて、また今になったら、つくったてくれという話ありますから、なんかそういう点はですね、私は現地赴いてですよ、こうして平成24年度からもう焼却場は廃止しますよと、幸前の皆さん方に大変ご迷惑かけてきたけれども、ひとつの方向付けとしてなりましたと。そしたら1人の方は、いやもう町長、公民館の用地もできてあるし、公民館建ちまんねんという話をされるから、そういうことで、また木田さんのほうから自治会長としては公民館は、あんなところに何で建つのぞという話をされるから、そういうことについてはやっぱり幸前としてまとめてほしいということで、ようやく公民館建つのか建たないのか知りませんけども、今、手続きをおうておられるということだけ、我々聞いているだけの話であって。やっぱりそこらをひとつ、何も幸前が悪いとか言うんやなしに、やっぱりまとめてもらわなかったら、町としてもせっかく補償の中のひとつとして買わしていただいたことが前へ向いて進まないというのは、これはやっぱり幸前としての方向付けをしていただきたいと、私は思っおります。

木田委員 そうしてね、言わはるけどね、一応これ話こじれたんはですね、私とあ自治会の人とかと町のほうにきた時にですね、その寄付採納のところを寄付採納してもらわなかったら、できませんって、そうはっきりと云ってはるわけですよんか。だからそれを置いといたままで用地を取得しはったから、そないして文句でて、そんなもんあかんわというようなことになっ

ているわけですよんか、だから、その点についてですね、なんにも地元がそんなんどうのこうのいうことなしに、それさえきちっと守ってたら何もそんなことになってないわけですよんか。だから原因つくったんは町にあるわけですよんか、そんなもん。そんなん寄付採納のどこそんなん、ちゃんと寄付採納してもらわなあかんって言って、そして1軒の家の人についてはですね、私が話に言ったらですね、いやそれは、そないして広げてくれはるのやったら、うちは買うてもらえるんやったら、協力しましょうとということで、話までできてたやつがでんな、そんなもん黙って知らん間に買っているわけですよんか、それも21年ですよんか。ほんで、その時に自治会長みたいなん補償工事は関係ないと言うて、町長がはっきりと言っはりますよんか。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時44分 再開)

委員長 再開します。木田委員。

木田委員 今、いろいろとやっぱり言わせてもらったけどね、これはある程度地元にも責任あるけども、町としてもですね、はっきりした態度を示さなかったらですね、そんなん一部の住民がこんなん言ってきはったから、住民というのか、検討委員長か知らんけど、それが言うてきはったからっていつて、ころっと変えるということもちょっといかなものかなという何もあるし、その用地についてはですね、これから十分に検討していただいて、町の事業としてやっていってもらえるような方向で、もっていつていただけたらなど、私個人としてはそういうふうに思いますので、どうかよろしくご検討のほどお願い申し上げます。よろしく。

委員長 他に。小野委員。

小野委員　そしたら2点聞かせてもらいます。事前のこの委員会で、法西町の、長年舗装ができていなかった場所、どうやろうということで、その時点では発注していただいたらしいんですけどね。今、工事も着工してもろてる状況で、そこがなぜ舗装できなかったのは、底地に個人土地があって、その方が反対されていたということですね。私が議会に来る前から生活道路として水道管が走っていたし、いろんなトラブルもあったみたいでね、したときに。それで、その業者も指名停止くらかったとか、そういうことも、あとで聞かせてもらったんですけどね。それで長年の地域の念願だった。そうことで今、舗装された。当然、底地の整理ができてから舗装したということなんですがね。もうひとつはね、やはり底地が整理できてなかったから町道認定できなかったという問題もあったんですけどね。その町道152号線というのは、俗に言う里道町道で、里道を町道認定するという、コース的にぐるっと北側を回っていた、今はもうほとんど原形がないような状態もあったんですけどね。今回そうして権利関係も明確になって舗装も発注されたんだったらね、同じように町道認定の中に入れておくべきではなかったのかなと思うんですけどね。なぜ出しておられないのか、それから、今後いつごろ、どういう状態になったら出しますということをちょっとお伺いしておきます。

建設課長　委員さんおっしゃるとおり、今現在、法西町の北側の道路、今、舗装工事を進めております。で、町道の認定ということですねんけど、今現在、している分は整理できた部分になりますねんけど、今後、西側、それより西に進んでいけたら、そこも整理できたら一番ベストかなという形で思っております。現況も、今つくっている道路は、整備している道路は現況4mちょっとないので、弱という形で4m以上はないんで、その分も今後検討しまして、それとの整理、それを検討する中で、町道認定について考えていこうと思っております。

小野委員　4mないというのはどういうことかな。今まで、そういう舗装、通って

もらうには問題がない、舗装についてはいろんな今までの確執があるので、断固としてだめやったと。以前、その南側の農地についてね、分筆もされたと思うんですが、その時の分筆の幅というのは、そうしたら、4 mの計画で分筆されたんじゃないかなったんですかね。それとね、それより西側にまだちょっと解決しなければならない問題がありますが、その先、西側の宅地と農地のところから、町道、あれ北側へ行く町道までの間は、まあ何年か前に底地整理ができて、あれは4 mで、現況で分筆して、全部寄付採納受けて、町道認定だして、それで舗装を、地元からのことがありましたのでね、そういう作業もされていると思います。だから今、4 mないので、町道認定に付さなかったというのは、ちょっと私は、そういうことがあるから町道認定の基本というのは何やねんという質問になるんやなしね。その西側についてはね、いろいろ、さらに西側をやっている時に、そういう問題を抱えてましたので、いろんな資料は建設課に残っていると思うんです。だから早速ね、動いてもらって認定してもらいたいなど、していくべきだと思います。

それとね、その今の場所からほん一部、それは地元でね、もう昭和54、5年だから、約30年ほど前にね、地元でね、その道をつけようということで、分筆なりなんかしてあって、共有、実質上は共有だったのに単有にしてあったらしいんですけどね、その土地も舗装の範囲に入っているやね。当然、その土地も町が買収されたんだと思うんですがね。まあ、先ほどのこういう開発のそういう道路、占用道路でもなんでもない、それは延伸するためのつなげてあるんです。だから、その土地を買ってあるということは、そこからその当時、道路つけようとしておられた方ばかりですんでね。それについて働きかけをしていくのか、計画をしているのか、その点はどうなんですかね。

建設課長 今現在の計画については、計画はしてませんが、その先線もあるらしいんで、寄付してもらった部分もありますんで、それであの幅になっていると、それで今、町有地になっている部分もあるので、舗装するという形にしていますけど、ちょっとその先線等も今までのことでもありますんで、そ

れも検討させてもらいまして計画についてまとめていきたいと思います。

小野委員 寄付してもらった土地だから、道路の形状しているから、もらってる。その先線何も延長していく計画も何もなしで、寄付を受けたからと、経費を使ってないからとかね、そんなもんでね、まずそこへ舗装してね、何のためのこれ道路やと、住民の目から見たら思われますよ。ぜひともね、それをきっかけに、その先線への、用地買収の話を持っていくべきやと思うんです。その先には錦ヶ丘に上がる道もありますからね、そこへつなぐべきです。それで、開発されていたところは、もう第三者にもう転売なってますから、そこについては意味わからないからできないけど、その周辺の土地の人は元々それを延ばしていこうと、水利組合とか地権者の協力のもとにね、今の寄付を受けられた土地はね、それと同時に前面の開発してある土地あるでしょ、何件か。そこから皆で寄せ合って買ったんですよ。それで、そこから延伸しようとしてやってたけど、いろんなことで進まなかったと思うんですよ。だからぜひともね、この際、その話をもっていかなければならない。くしくも、前回のときにも、私はこの役場の近くの、同じ地権者ですわ。だから同じように話をもっていくべきやと思うし、それはきちっと契約にね、でないで、今、寄付を受けたから舗装したんや、何のために舗装するんですかということ。道路として住民に供するためにでしょ。行き止まりにしてそこ駐車場にするんですか、そない言いたくなるしね。あの周辺についてはね、その今の開発の土地については、その私権の、後退していただいているところをほとんど水路またいで、それでみんな通行してますね。その整理もいっしょにね、併せてやっていかなければいけない。開発業者が水路の上にコンクリートの蓋しましたね、あこ車通ったらたいがいうるさいです。皆、辛抱しておられるかなと思いますけどもね。その今の舗装が完成した段階でね、続けて東側も西側も整備していく計画でひとつお願いしたいと思います。

それと続けてもう1点。以前、委員会でもちょっと聞かせてもらったかと思うんですがね。以前に、堂山の自治会の方からちょっと来てほしいということで行った時に、こういう書類を手渡されていた、私のポケットに

入っていてずっと忘れてましてんけどもね。いろいろ一方的に書かれているのかなとも思うんですが、結局、堂山のところにある県の公園、その管理についてね、いろんな提案もしておられるんですよ。それで、担当の職員にもいろいろ話したことで、ここには「本課と協議する」ということで、これはどこなんかな整備課なんかな、担当の職員は係長ですので、現地きて、本課と協議する言うて帰っていった、郡山土木との関係も十分せんなあかんですけど。このあと何も進展も何もしてないみたいなんですがね、地元自治会としてはね、その何ていうんですかな、堂山のところにある県営の公園、そこを利用させてもらっているけど、草刈りについてね、だいぶん荒れているとか、それとか、この3番目に、後でこれもまたコピーして担当課のところに持っていきますけどね、この3番目に書いているのは、そのまま読んでみますけど、「堂山公園を常に良好な状態で維持したいとの思いから、しばしばマナーの悪い利用者とトラブルになるが、その際に必ず相手から、県管理の公園であるのに、何の権限で注意するのかと言われる。それから、公園内での禁止行為を示す看板もなくなっており、随分前から郡山土木事務所に復旧の旨依頼しているが、未だに対応されていない。だからこのことから看板を復旧する際には、日常の管理者として堂山自治会と明記できるような方法を検討されたい」と。これに対して、その担当の職員は、「看板の復旧は早急に対応する、その他は本課と協議する。」というようなことで、これ6項目かな、それでまあ1つはもう済みというふうに書いておられるんですね。だからこれらをね、本課っていうのが整備課の中で検討されたという事実があるのかね、また何ら、こういう話を土木事務所のほうに持っていかれないかと、いうことになってあるのかね、どんな協議をされたのか、ちょっと教えてほしいなと思うんですが、年度末でありますから、もしかして課でこういうことを協議したということが全然ないのやったら申し訳ないし、まずそういう堂山の自治会からその公園についてのことで、職員が現地に赴いて、いろいろ自治会の役員さんらと話してると思うんですがね、そのことで整備課の中で協議されたのか、どのように対処されているのか、郡山土木に対してもどういう働きかけをされているのか、ちょっと教えてください。

町 長 小野委員さんから、今、そういう関係の文書等をおっしゃっていました。これも整理をしながらね、文書もらって、そして、うちの内部で協議したやつが、あるいは郡山土木へ持って上がれるのか、そこらを協議して、また後日ですね、委員会あるいは小野委員にお知らせするというところでございますか。

小野委員 最初に町長そない言うて、言われたら身も蓋もないです。やはり、私はね、職員の皆さんがどのように対応されたのか、そしてもう、いやもうほったらかしにしてたんやったら、そのまま私も謝りに行きます、議員としてね。私もこれ何月やったか、他のこともあったからね、寄してもらって、こういうこともしててんということ、あんまり内容も見てなかったんですけどね。それで、整備課のほうでこのときにも協議をして、職員の名前も先方言ってますのでね。係長だと思いますけども、行ってる。だから、その課の中で、部長も含めて、そういう協議をされたか、されてないのかの事実だけ知りたいんです。まあその後はね、町長、今やっぱり責任者としておっしゃってもらっているとおりだね、私はそういうことで話をしに行きますしね。内容だけちょっと、いきなり町長の答弁じゃなくてね、担当課から状況をおしえてください。

都市整備
課長 ただいま委員おっしゃっていただきました堂山のところの公園の件についてでございますけれども、確かに地元のほうの方からですね、地元で管理をしていこうという形でお話をされておりました、その件につきまして、おっしゃっておりますように、県の公園ということで、郡山土木事務所の管理担当者のほうにこういったお話があるということを説明をさせていただきました、で、郡山土木事務所のほうからも、そのおっしゃっている方のところへもお会いされていると思います。その後、「本課」と言われておりますけども、県の公園の、県庁のほうですね、そちらのほうに上げていくということで、郡山土木の担当係長から県の担当課と、本課と協議をしたということは聞いておりました、その結果、まだ結論は出ていないと

いうことで聞いております。

小野委員

あのね、整備課のほうで、各自治会にあるいろんな公園とかね、公園管理ということで、整備課は担当していると思いますけれどもね。それについても、ある程度の費用も予算も組ませてもらってね、管理してます。そして、この方は1番目のやつね、後で読むんですが、1番目には、「現段階での郡山土木事務所の体制では、堂山公園も含めて竜田公園の管理を万全にすることは不可能です。龍田自治連合会へボランティアとしての公園管理について提案し、各自治会の担当範囲を割り当てて責任を持たせてはどうか」ということを提案しておられるんですよ。地域の公園が荒れたままほったらかしやから、最初に言うたのは、やはりマナーの悪い人に限ってね、県管理やろうと、そういうことを知ってはるんですよ。だから何であんたらにそういうことを注意できる権限があるのとか、そういうことを言う人が多いですね。トラブルになっている。その人らが注意されたら素直に受け止めてね、するのが地域の間人やと思うんですがね。これは県の管理やろ、あんたらになんて言われなあかんという、そういう一番醜いことが起きていることを体験してはるから、こういうことを提案してはるんやから。だからその、ボランティアでもすると言うてはんねんから、それらのことを担当の者とか、そして1回上あげてまだ返事がきてないとか、そんな問題じゃないからね、早急にこういう形でしてもらえないかということね、やるほうが、やっぱり地元の、今の住宅の方やったらね、はっきり言って草刈機まで買って待ってはりますねん。これ、そういうこと、今度役員さん変わったら、何でせなあかんねんという人が出てきたらね、できないんですよ。そやから、こういう議論がしているときに、すぐに動いてもらえるように、郡山土木のことやから、県のことやからって、町としては報告してあるだけで、何ら働きかけやってない。そういう状態ではね、やはり住民からね、町の行政に対してね、不信不満をもたれる要素になるんじゃないかなと、私は思いますのでね、早急に動いてほしい。そしてどういう形で、そういう地元の自治会、自治連合会とか、そういうところで管理委託をすることはしてませんねんということがあってもね、斑鳩町

の自治会はしっかりしていますと、いうことで宣伝をというかね、地域の環境の問題でもありますから、そういうことを説得してね、今やからその受けてくれるかどうか、受けてくれる可能性多いんですよ。この方も龍田地域だから龍田自治連合会ということで、提案しようとしておられるのかもわからんしね。龍田連合会がそんなもんでできるかということになるのかもわからないし、竜田川については、いろんな自治会で、周辺の自治会が紅葉をなんかいう、そういう会をつくっておられますしね、そこで。だからそういう方面で、沿線の自治会に自分らの公園やろと、何も県の公園や言うても、やっぱり自分らの公園ですやん。斑鳩町にある公園ですから、きれいにしようという気運が上がっているときに、早急に動いてもらいたいと、そのように思います。以上です。

都市整備
課長 今おっしゃっていただきました内容について、十分これから町としても、やはり地元の地域の方のご要望ということもありまして、先ほどは県を通じて話を持っていっておりますが、町も直接動きまして、県の方と話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。その結果につきましては、報告させていただきます。

委員長 よろしいですか。他にありませんか。

(な し)

委員長 他にないようですので、継続審査についてお諮りいたします。お手元にお配りいたしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしく願いいたしておきます。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、ご一任いただきたいと思います
いますが異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午前11時 9分 閉会)